

(第一類 第九号)

衆議院第三十六回国会商工委員会

議録第九号

平成八年四月二十二日(月曜日)

午後三時二分開議

出席委員

委員長 甘利 明君

理事 逢沢 一郎君

理事 塩谷 立君

理事 西川太一郎君

理事 小林 守君

理事 森田 伸彦君

理事 増子 增子君

理事 畠山 雄司君

理事 石井 錦基君

理事 石井 兼吉君

理事 丹羽 雄哉君

議員の異動

理事 自見庄三郎君

理事 古賀 正浩君

理事 増子 增子君

理事 大畠 章宏君

理事 佐藤 和穂君

理事 佐藤 實君

理事 上田 勇君

議員の異動

理事 上田 清司君

議員の異動

議員の異動

議員の異動

議員の異動

議員の異動

議員の異動

出席委員

出席委員

出席委員

出席委員

出席委員

出席委員

室長 商工委員会調査 石黒 正大君

は本委員会に付託された。

石油製品の安定供給に関する陳情書(東京都新宿区西新宿二の八の一東京都議会内熊本哲之)(第二〇四号)

は本委員会に参考送付された。

被害者は何と七十万四百六十二人と、非常にたくさんの被害者が出ていていることが、これは検挙された分だけでも見ることができると思うのです。

それで、通産省の消費者相談室で受け付けた苦情相談件数は七千二百八十五件ということでありますが、被害の実態に比べて通産省扱いがかなり小さいのに、実は私は驚きました。もちろんここには、相談員を受けたり、モニターを受けたりして頑張っていただいている人たちの御苦労というのは、私もよくわかっているわけです。ただ、通産省の取り扱いの体制というのは、これはやはり少し弱いんじゃないか、もっと強化しなければいけないんじゃないかと思うのですが、まず、この辺のところから伺いたいと思います。

○甘利委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、訪問販売等に関する法律及び通商産業省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第四八号)

本日の会議に付した案件

訪問販売等に関する法律及び通商産業省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第四八号)

○吉井委員 最近、電話勧誘による被害とかマルチによる被害など、いろいろな取り組みがあつた中でも依然としてこれがふえてきており、そういう中で、消費者行政をどう進めていくのか、消費者保護をどう進めるのかということ是非常に大事な課題になつてきていると思います。そういうとまことに出されてしまいました訪販法の改正案ですか、これが実効のあるものとなつていくよう、そういう立場から質問を幾つかしたいと思いま

ます。

○吉井英勝君

○吉井委員 最近、電話勧誘による被害とかマルチによる被害など、いろいろな取り組みがあつた中でも依然としてこれがふえてきており、そういう中で、消費者行政をどう進めていくのか、消費者保護をどう進めるのかということ是非常に大事な課題になつてきています。そういうとまことに出されてしまいました訪販法の改正案ですか、これが実効のあるものとなつていくよう、そういう立場から質問を幾つかしたいと思いま

す。

○吉井英勝君

○吉井委員 最近、電話勧誘による被害とかマルチによる被害など、いろいろな取り組みがあつた中でも依然としてこれがふえてきており、そういう中で、消費者行政をどう進めていくのか、消費者保護をどう進めるのかということ是非常に大事な課題になつてきています。そういうとまことに出されてしまいました訪販法の改正案ですか、これが実効のあるものとなつていくよう、そういう立場から質問を幾つかしたいと思いま

す。

○吉井英勝君

出席委員

出席委員

出席委員

出席委員

出席委員

出席委員

出席委員

出席委員

五条の四の厳正実施の姿勢を強化しなければならないと私は思うわけです。この点、改めて伺つておきたいと思います。

○大宮政府委員 まず最初に、先生の御指摘ございましたいろいろなケーススタディーといいますか、苦情ケースの消費者への提供ということでござります。これは、実は昭和六十一年から消費者トラブル連絡協議会というものをつくりております。

して、消費者関連団体十三団体あるいは通産省関係の各課、各通産局等で定期的にいろいろなトラブルをお互いに情報交換いたしまして、そのケースを、こういうケースですよということを四半期に一度、我々いわゆる本にいたしまして提供しているというようなことをやつております。

それから、今最後にございましたけれども、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、訪問販売法の改正を今回行うわけでございまして、それに従いまして、地方自治体あるいは取り締まり当局とも連絡をとりながら、引き続き法律の厳正な運用に努めさせていただきたい、こういうふうに考えております。

○吉井委員 今も御紹介しましたように、地方自治体の取り組みの中でも、相談を受けた事例についてただのケーススタディーじゃなくて、余りにもひどいものについては業者の実名も含めてその相談事例を紹介しますと非常に効果が上がるし、ただ、それをやつしていくには国の方の姿勢がやはりきっちりとしていないとこれはなかなか大変ですから、今お答えいただきましたが、ぜひ厳正な実施という点では強力に進めていただきたいと思います。

次に、物品やサービスに関して情報を所有しているのは業者であり、消費者の方には何もない上に、電話では商品を見てさわって判断するとか全くできないわけです。これでは商品情報に関するいは役務に関する情報で、対等の関係で契約が成立するということにはなかなかならないし、トラブル発生というのは、もともとこういうところから出てくるわけですね。

虚偽の情報や不十分な情報で消費者が契約を迫られたら、その契約について消費者の自己責任原則で解決したりといったって、なかなかそれは通用しません。これは、実は昭和六十一年から消費者トラブル連絡協議会というものをつくりております。

この点で、日弁連の指摘にもありますように、クーリングオフの期間の始まりは、業者が書類を送つて、それが消費者に届いたことをやはり電話等できちんと確認させる必要があると思うのですが、その後消費者が法定書面に、契約を承諾する、これを記載して返送した日、つまり契約書が返送された日ですね、消費者が契約した日。私が、ここからが始まりとするのが契約というものの概念からして当然だと思うのですが、どうでしょう。

○大宮政府委員 ただいまの御質問の点は、いわゆるクーリングオフの起算日の問題だと思いますけれども、これは実は産業構造審議会等の場でも議論されておりまして、御指摘のようなクーリングオフの起算日を消費者が書面を送り返した日とした場合のケースでございますけれども、消費者が書面を返送するまではクーリングオフ期間が進行しないために、消費者からいつでも解約の申し出ができると、いわゆる消費者が商品を非売却することができるという事になります。

○吉井委員 今先生から御指摘ございましたように、そういうトロブルがあるわけございませんけれども、むしろ私どもは、基本的にこの訪問販売法の仕組みといいますのは、民法のいわゆる例外、特例規定といふことでござります。

したがいまして、今言つたようなケースを救済するために、無条件でいわゆるクーリングオフを行つた場合に、商品の仕組みといいますのは、民法のいわゆるレジット会社との契約になつていて、経済的負担からは消費者が逃れられないという悲劇が多いといふようなトラブルはやはり何としても避けなければなりません。

次に電話勧誘の被害の中で、商品・サービスの契約は解除できませんが、クレジットの方が別のクレジット会社との契約になつていて、経済的負担から、こういう点では先日の参考人陳述の中でも、電話勧誘の六〇%がクレジット契約を結んでいた、電話勧誘業者との契約は解除できませんが、クレジットが残つて救済されない例が非常に多いといふ指摘もありました。この点では、電話勧誘販売の解約が同時にクレジットの解約に連動するようになるべきだと思いますし、この点について

契約といつて、現在為替でもいろいろな取引をしているわけでございますけれども、電話で契約が成立するわけございますから、そこはその意思合には、業者責任は業者側にございまして、業者が契約の成立したことを証明しない限り、契約の成立は第三者側からは認められないということです。

先ほどお話ししましたように、その点は産業構築でも議論いたしましたけれども、今申し上げたような理由によって答申では採用されなかつたものでございます。

○吉井委員 契約書類ができるかもしれないのに、電話で契約したからとして業者が書類を発送をし、受け取ったときからもう契約は成立しているんだ、業者はそういう立場に立つ。しかし一方、消費者の方は、まさにその電話について、職場だ何だといういろいろな事情がありますから、とにかく早く電話を切りたい、だからあいまいな返事、とにかく切るということでやる。そこに、正式に契約が成立していないのに成立したとみなす業者側と、実は成立していない、まだ契約していないという消費者側との、トラブルの一番多いケースの一つというのは、まさにこの部分ではないですか。

○大宮政府委員 今先生から御指摘ございましたように、そういうトロブルがあるわけございませんけれども、むしろ私どもは、基本的にこの訪問販売法の仕組みといいますのは、民法のいわゆる例外、特例規定といふことでござります。

したがいまして、今言つたようなケースを救済するために、無条件でいわゆるクーリングオフを行つた場合に、商品の仕組みといいますのは、民法のいわゆるレジット会社との契約になつていて、経済的負担からは消費者が逃れられないという悲劇が多いといふようなトラブルはやはり何としても避けなければなりません。

それで、先ほどもお話をありましたけれども、電話勧誘販売におけるクーリングオフ制度と同様の趣旨でございまして、電話勧誘を受けた場合に消費者はいいますか民法の原則に戻りまして、これは諾成

電話勧誘販売によりまして、例えば資格講座等の役務提供契約についてクリーリングオフをしたという場合に、クリーリング契約が解除できないではないですか。こういう御趣旨の質問だらうと思いますけれども、実は、私ども調べておりますけれども、通常、クリーリングオフの期間である八日以内にはクレジット会社から役務提供事業者に対して金銭の支払いは行っておりません。また、万が一支払いを行つたとしても、購入者が役務提供事業者との役務提供契約をクリーリングオフした場合には、クレジット会社は購入者との委託契約も解除しているのが通例でございまして、御指摘のようなトラブルが生じておる事例というものは承知しております。

ただ、いさりにしましても通産省としては、クリエジット会社に對して割賦販売法等により従来より所要の指導監督を行つておりますが、もともと本来禁じるような問題が生じた場合には適時適切に対処してまいりたい、こういうふうに考えております。

○吉井委員 その点については、強力に指導されたいと思います。

次に、マルチ商法については、これは我が党は禁止を主張してまいりましたが、もともと本来禁止すべきものであります。今回の改正、強化といふのは一步前進であり、これは必要なものだと思います。

今度の法案の十八条の二ですが、これは電話勧誘販売にしろあるいはマルチにしろ、主務大臣に對して申し出しができるということになつておりますが、その申し出があつたとき、これは直ちに機動的に調査をして、そして措置をとるようだと、これが直ちに対応するということが非常に大事になつてくると思うのですね。そういう点で、通産省自身の体制と関係機関との連携強化が非常に大事なところだと思うのですが、どのように進めていくかというふうに考えていらっしゃるが、そこを伺つておきたいと思います。

○大宮政府委員 お答えいたします。

規定に関する御質問でござりますけれども、当省いたしましては、從来より本省及び全国八ヵ所の通産局におきまして消費者行政の体制整備を図ってきたところであり、さらに都道府県、警察等の関係行政機関や民間団体等とも密接な連携をとり、法律の嚴格な運用に努めてきたところでござりますし、また、今後とも努める旨は先ほどお話ししたところでございます。

今回の改正で新たに設けられた主務大臣に対する申し出規定に基づく申し出につきましても、迅速に調査を行いまして機動的行政措置の発動等を行うため、関係行政機関と連携を強化しつつ、さらに一層の体制整備に努めてまいりたい、こういうふうに考えております。

○吉井委員 このマルチ商法につきましては、どんな商品を売るのか、それからどんな組織構成になつているのか、それから統括的な位置にいる人のマージン率がどうなつて、公表させなければいけないというふうに思うわけですね。そういう点で、マルチに関する組織構成なども含めた情報の開示、提供の徹底ということについて、どう取り組まれるかについても伺つておきたいと思います。

そこで、末端の人にもよく情報がきちんと徹底するように、やはり業者にこういうことについては公表させなければいけないというふうに思うわけですね。そのため、学校でそういう消費者教育について、実際の被害予防、救済に役に立つようなものとして、学校でそういう消費者教育を進めていく必要があると思うのですが、この点については文部省の方の見解を伺つておきたいと思います。

○大宮政府委員 ただいまの御指摘にございまして、今回答申では、その書面交付の内容についても充実を図るようにということを言われておりまして、例えば特定利益に関する事項などについても、例えれば社会科でありますとか家庭科でありますとか、そういう教科を中心には、子供たちの発達段階に応じて適切な教育を行つてきたところでございます。

具体的には、現行の学習指導要領におきましては、例えれば小学校三年の社会科で消費生活について、六年の家庭教育で物の選び方や買い方について考えて適切に購入することができます。このことが指導事項として位置づけられておるところでございます。

また、中学校でも、社会科公民分野で消費者保護を取り扱う際には、近年におきますクリエジットカードでござりますとか訪問販売等を初めとする

人は一体それがどんな組織構成になつてゐるかとよくわからないまま、おいしい話でと、それで被害を受けるということにもなりますし、被害者が加害者になつていくという問題があるだけに、今取り組んでいらっしゃるということですが、この点の情報の中身の徹底について、ぜひ強化を図られたいと思います。

次に、被害は青少年と老人の被害なんかが非常に多いわけですが、サンフラワー事件の被害者は二十代の若者が中心で二十八万人が売りつけられたということ、ゴールデンウイーク事件も二十歳になつたばかりの若者を勧誘しての羽毛布団販売で十七万人が被害者といふうに、若者の被害も非常に多い。

そこで、小中高校での実践的な消費者教育を、実際の被害予防、救済に役に立つようなものとして、学校でそういう消費者教育を進めていく必要があると思うのですが、この点については文部省の方の見解を伺つておきたいと思います。

○加茂川説明員 学校におきます消費者教育についてのお尋ねでございます。

契約などにつきまして正しい知識を身につけて、さらに主体的に判断して適切に行動できる自立的な消費者を育成することは、学校教育におきます大きな課題の一つとらえておるところでござります。このため、從来から、小中高等学校を通じまして、例えれば社会科でありますとか家庭科でありますとか、そういう教科を中心には、子供たちの発達段階に応じて適切な教育を行つてきたところでございます。

最後に大臣、きょうお聞きいただきました第五条の三とか第五条の四などを含めて、やはり通産省の取り組む姿勢ですね。非常に厳格に、厳しくこういうのを適用してやつしていく。それがいろいろな団体の取り組みを励ますものにもなりますし、それはまた、被害者をふやさない、被害者への情報提供がさらに進んだり、公開が進んだり、こういったことを適用してやつしていく。それがいろいろな団体の取り組みを励ますものにもなります。

それにはブレーキがかかっていく。あるいは悪徳業者はブレーキがかかるといふ。つまり良心的な業者しか生き残れない、そういうことにもつながついくと思うのですね。そういう点で、最後に大臣の取り組む決意というものを伺つて、時間が参りましたので質問を終わりたいと思います。

取引や契約の多様化の実態を踏まえて指導することを新たに示しておるところでございますし、同じよう技術・家庭科の領域でも、消費者としての自覚を持つようといったことが指導内容として取り上げられておるところでございます。

○原田国務大臣 消費者啓発を積極的に推進するということ、関係業界の指導をする、そして訪問販売法の厳格な運用をする等々をもちまして、先生の御指摘に沿つたような形で厳格に対応してまいりたいと考えております。

○吉井委員 終わります。

○甘利委員長 続いて、佐藤泰介君。

○佐藤(泰)委員 まず、マルチ商法について伺います。

今回の改正は、七六年の本法の制定時、八八年の改正時の、行為規制法ながら実質的な禁止法であるという本法の立法趣旨を今回の改正でも踏襲し、さらにそれに向かって規制が拡充されたものであることが四月十一日の当委員会で確認されました。そのためには、禁止行為を定めた法十二条の摘要、起訴が私は重要な点から、評価をしたいと思います。

また、十一日の参考人聽取で、前日本弁護士連合会消費者問題対策委員会委員長の宇都宮参考人は、これまで法十二条違反での起訴がほとんどされなかつた点から、評価をしたいと思います。

また、十一日の参考人聽取で、前日本弁護士連合会消費者問題対策委員会委員長の宇都宮参考人は、法十二条の重要事項が法律に書き込まれた点

は、これまで法十二条違反での起訴がほとんどされなかつた点から、評価をしたいと思います。

また、十一日の参考人聽取で、前日本弁護士連合会消費者問題対策委員会委員長の宇都宮参考人は、法十二条の改正で法十二条違反による摘要がより可能になるかという私の質問に対し、可能になるという意見を述べられました。この点について、通産省の見解を伺いたいと思います。

またあわせて、不実を告げる行為についてはもうけ話がつきものであります。先ほど申し上げたように、今回の改正が実質禁止法であるという立

法趣旨を踏襲し、法十二条をより明確にしたものだとすれば、具体的な問題として、必ずもうかりますよと書いて勧説した場合、法十二条の一項四

号、特定利益に關する禁止行為に該当すると思うが、この点もあわせてお伺いしたいと思います。

○大官政府委員 お答えいたします。

まず、第一点の御質問でござりますけれども、現行法の第十二条においては何が重要事項であるかが法文上明確でございませんで、取り締まりが有効に行えないという御指摘が警察当局からもこ

ざいました。今回の法改正におきましては、商品の種類、特定利益、特定負担、契約の解除に関する事項といった重要な事項を可能な限り列記をいたしました。構成要件の明確化を図ることとした次第でございます。これによりまして、今後、連鎖販売取引に係る悪質な勧説行為につきましては、より抑止力が發揮されるとともに、一層効果的な取り締まりが行われるものと期待しているところでございます。

それから、第二点目の、必ずもうかりますよと言つて勧説した場合に、これは十二条の第一項第四号で言う特定利益に該当することになるのか、あるいはこれに該当することになるのかどうかという御指摘でございますけれども、これはなかなか、この間もちょっと私、この場でも御説明しましただけれども、その状況によってあるいはそのケースによって相当いろいろと違つてまいるわけでございまして、具体的に、例えば考えられるケースとしては、先生の御指摘がありました第十二条第一項四号の場合と、それから第十五条の指示の前提となる第十五条の一項の二号の「連鎖販売取引につき利益を生ずることが確実であると誤解させるべき断定的判断を提供して」云々という

ことと、指示さらにはいずれ罰則の対象になるわけでござりますけれども、どちらに該当するかといふ問題でございますけれども、「これはケース・ペイ・ケースにおいて判断するほかはないのかな、こういうふうに考えております。

○佐藤(泰)委員 先ほども申し上げたように、やはりもうけ話がつきもので、消費者がだまされてしまうという場合がマルチ商法には多いわけで、せつから法十二条が、この内容が盛り込まれ、柱が立てられてきめ細かく定められたわけございまして、この法十二条の改正が終にいたしまして、終わらないように、今後の期待をしたいというふうに思います。

次に、この法十二条違反についていま一点お伺いしたいと思いますが、現行法では組織のトップクラスのみが被疑者対象となつてゐる点を、今回

の改正で組織の全構成員が被疑者対象となつていいことになります。となると、末端の加盟店者は何が何だかよく理解しないまま上位クラスの者の言うとおりに不実の告知をする、つまりそれをついてしまふかも知れません。その場合、罪の度合いは、当然上位クラスの方がはるかに大きい、またそのシステムを企画、実施した会社幹部はさらに責任が大きいと私は考えますが、この点はどうでしょうか。

また、法十二条が組織の全構成員を対象とすることとなつたことにより、これまでの消費者啓発をより一歩進めることにする必要があると思いまが、何か新たな啓発を考えているのかどうか。これは地方自治体にも加わつてもらわなくてはならないと思いますが、この点を、二点あわせてお聞きをしたいと思います。

○大官政府委員 まず第一点の御指摘でございますことと、指示さらにはいずれ罰則の対象になるわけでござりますけれども、とりわけ私が今までございましたけれども、御指摘のように、この法律上で言いつけてござりますけれども、どちらに該当するかと申す統括者あるいは勧説者の責任が大きい場合も非常にあります。しかし、これは法律的には、最終的には罰則の量刑という問題として司法当局が御判断をされるものであろうか、こういうふうに考えております。

また、具体的な事例に即して考えるべき問題ではござりますけれども、統括者等がみずから違反行為を行つていな場合でも、いわゆる刑法の共犯とかあるいは教唆罪というものに該当する場合には、そういった対応によつて処罰されるということは考えられるわけでございます。

それから第二番目でござりますけれども、新たに禁止行為の対象がいわゆる下位加盟店まで広がつたという点で、それについてP.R.を大いにすべきだという御指摘でございましたけれども、本改正案におきましては、連鎖販売取引の禁止行為の対象者の範囲を、従来の統括者、勧説者だけではなく、広く連鎖販売業を行う下位加盟店に拡大することに伴いまして、加盟者となつた一般消費者が加害者としての取り締まりの対象になることもないように思いますが、この点もあわせてお伺いしたいと思います。

○大官政府委員 ただいまのいわゆる広報活動、啓蒙普及活動でございますが、実はこれまで、これはこの場でも何度も何度もお話をいたしましたけれども、地方自治体あるいは学校、商工会議所、商

工会有るいは事業者団体に対しまして、やはり消費者行政をきちんと啓蒙普及していくということを私どもやつてしまひました。ただ、その中で、

例えば電話勧説販売とか、今回のいわゆる連鎖販売取引の規制の対象が下位加盟店者に広がつていく

もとしては、そういう従来の体制の中で引き続き

P.R.、それから、先ほど申し上げました事業者団体、日本訪問販売協会に対して、事業者を通じて各販売員に対し、今回はそういう法律の規制の対象になりますよということは、これは新たな内容を含めまして周知徹底するように指導していきたい、こういうふうに考えております。

○佐藤(泰)委員 では、消費者啓発が大変重要ななってくると私は思いますので、さらなる徹底をお願いしながら、次に移りたいと思います。

私は、今回の法改正の上程については、全体的には評価をしますが、通産当局がこの問題に対しで決して素早く対応したものではなく、むしろ過ぎたと指摘したいと思います。

例えば、我が党の西崎トミ子議員が九一年四月の衆議院物特委において現行販売法による強力な運用を求めて、九二年からは和田真夫議員が現行法の限界を指摘し、法の強化、改正を求めて現在に至った経緯があります。我が党だけでなく、他の党からも同様の指摘が国会でやられています。また、各地の消費者団体の法改正、強化要望も幾度となく事務当局に伝えられたと聞いています。ところが、事務当局はすぐさま腰を上げていません。

今後のこともありますので聞いておきますが、一体どういう条件のもとにすれば法規制なり法改正をしなければならないと考えるのか。私たちの国会での指摘とか地方公共団体の声とか消費者団体の声は、通産事務当局の行政運営にきちっと反映されているのかどうか。また、今国会、この委員会での質疑さらにはこの委員会での参考人の皆さんの意見陳述が、改正法案が成立した後、それらの質疑なり意見陳述が法運用にどのように反映されしていくのか、この点もお聞きをしたいと思います。

さらに、本法は権限が都道府県知事に移譲されています。しかし、全国規模で展開するような悪徳業者は、一部道府県で対応できるものではあります。九三年の参議院予算委員会では、通産省の商務流通審議官が、何か事は都道府県に任せ

切っているような発言をしたこともあります。これに対し東京都から、その後、全国レベルで展開するようなマルチ業者の問題は通産省で対応してほしい旨の要望が出されていると思います。

今回、通産当局が法第十八条の二を新たに設けた点は、こうした問題について通産省が先頭を切って取り組むという姿勢を示したものと高く評価をしたいと思います。しかし問題は、具体的にどのような体制でこれに臨むかが問題であろうと

吉井議員からも質疑がありましたが、おおむねどうくらいで必要な調査、適切な措置をとるうと考へているのか。私は、適切な措置をとり、法十八条の二に基づいて、改正後も被害の状況、脱法行為の実情等、法改正の実効性を絶えず検証し、実態を把握して、実質禁止法であるとの立法趣旨にかなうよう絶えず行政運用を見直し、法運用で対応できず法の限界を生じた場合に、その手直しをちゅうちょしてはならないと思いません。

この訪販法の改正が八年から十年のスパンでの改正では、その期間が長過ぎるのでないかと

いうことを私は思います。

〔委員長退席、自見委員長代理着席〕
質疑時間が終了いたしましたので、以上、お答えをいただいて、私の質問を終わります。

○大宮政府委員 ただいま御質問ありました点、何点があつたわけでござりますので、私の方から数点お答えしたいと思います。

まず第一点でございますけれども、今回の電話勧誘販売等の改正の経緯でござりますけれども、もともと電話勧誘販売というのは、いわゆる当事者同士が向かい合のではない非対面の取引であります。

○佐藤(泰)委員 ありがとうございましたが、地方自治体、取り締まり当局

取引から離脱ができるのではないかというような意見もありまして、パンフレット、テレビ等による広報活動により消費者の注意を喚起する一方、消費者トラブル情報を消費者へ提供するなどの消費者啓発を行なうとともに、関係業界に対しても自主規制による適正化等について指導してまいりました

ころでございます。しかしながら、先生御指摘ございましたように、電話勧誘販売の方法、やり方は非常に巧妙、執拗になつておりますし、消費者トラブルもどんどんふえておりまして、平成六年度以降は、多くの地方自治体、消費者団体から訪問販売改正に係る要望が通産省に寄せられております。

こうした状況のもと、消費者啓発や業界の自主規制による適正化努力のみでは被害の未然防止に十分対応し得ないと、ということを判断いたしまして、先般もここで申し上げましたけれども、産業構造審議会の消費経済部会にも諮りながら、新たな消費者保護のルールの設定が必要と判断いたしました。今回、本法案を提出させていただいた次第でございます。

通産省といしましては、今後とも取引の実態、苦情相談の実態、さらにはこの委員会の場あるいは消費者の皆さん、いろいろな意見をお聞きしながら、必要な場合には適宜適切に法改正をお願いしてまいりたい、こういうふうに考えております。

○石井(篤)委員 統一教会による靈感商法とい

うのは大被害件数が多くて、社会的な大きな問題になつております。たくさん事件、事例があるの

で、それが、そのうちの一つ、二つを簡単に紹介して

ます。ありがとうございます。

中村朋子さんという人が、渋谷東急本店前の路上で通行人であるAさんにこういふうに語りかけた。「最近、何かよいことがありましたか。額に心

がけだと考へますが、この最後の点については大臣の見解をお伺いしたいと思います。

〔委員長退席、自見委員長代理着席〕
通産省といしましては、今後とも取引の実態、苦情相談の実態、さらにはこの委員会の場あるいは消費者の皆さん、いろいろな意見をお聞きしながら、必要な場合には適宜適切に法改正をお願いしてまいりたい、こういうふうに考えておりま

す。

それからもう一つ、法第十八条の二の「適当な措置」「必要な調査」は、どういうふうにどれぐらいの期間を想定しているのかと、いう御質問でございましたけれども、これは個々の申し出の内容により異なつております。ケース・バイ・ケースでななかが一律には申し上げられませんけれども、先ほどお答えいたのでござりますけれども、関係各方面とも十分に連絡を図りながら、できるだけ迅速な対応を行なうよう努めてまいりたい、こ

ういうふうに考えております。

○塚原国務大臣 ただいま審議官の方からも御答弁ございましたが、地方自治体、取り締まり当局

等の関係機関、消費者団体等とも緊密に連携をとりつつ、取引実態、消費者被害等の実態把握に努めた上で適宜適切に対処し、訪問販売法の目的である購入者等の利益の保護及び取引の適正化を図つてまいりたいというふうに考えております。

○佐藤(泰)委員 ありがとうございましたが、地方自治法改正をせっかくするわけございますので、この法改正がより実効性を上げ、消費者重視の保護になるように、その実効性が上がるることを期待します。ありがとうございました。

二月二十四日、先祖の靈界解放式をしてみせた上で写經・物資の行心の行を迫り、よって献金名下に金七十万円を支払わせた。さらに二月二十四日から、心の行として世田谷フォーラムに通わせながら、再三印鑑の購入を迫り、右鈴木、中村において右ライオンズマンショーン二〇一号室で印鑑三本セットの代金名下に金十二万五千円を支払わせた。白寿堂というものが形式上の売り主であるとあるのは、たくさんの中からもう一つだけ申し上げますと、九五年十一月二十七日午後三時ごろ、統一教会信者前田みゆきは、表参道駅前路上で、通りかかったBさんといふ人に、「ちょっとお済みません。転換期ですね。何かよいことがありますか。はつきり心眼相が出ていますよ」と声をかけ、右前田の話を気にかけたBさんを、十一月二十九日、三軒茶屋のライオンズマンショーン二〇一に誘い込み、同所で約四時間にわたって、右前田が姓名判断の鑑定士、鉛木が助手役として同席し、前田においてBさんに対し、「絶家の家系ですね。色情因縁の相が出ています。そのためあなたも兄弟を早く亡くし、御主人も兄弟に恵まれなかつた。あなたが両家を支えていく使命がありますね。転換期をよい方向に向けるため、善は急げです」などと述べた上、「出家する気持ちで修行を積みましよう。お金がかかります。四十日間初水行をしてください。四十万、七十万、百二十万の念珠のどれか、授かるといいですね」などと告知して執拗に購入を迫り、よってひすいの念珠の代金名下に金七十二万一千円を支払わせた。これも、売り主は形式上白寿堂。さらに右前田は、「もっと偉い、日本でも数少ない家系図鑑定の先生が特別に見てくださるそうですから」などとして、右ライオンズマンショーン二〇一号室に誘い込み、山田先生と称する信者において家系図をもとにBさんを畏怖せしめ、よってさらにBさんに出捐を迫つたものである。こういうようなものは、これは何日かかっても挙げ足りないぐらい、膨大にこういう事件があるわけあります。

この手法を見てみると、好意的に見ても、これは路上で布教といういわば宗教活動ですか、私はこれは宗教活動ではなくて商売だと思うのですが、そういうことでもって、「心眼相が出ている」とかなんとか言って誘い込む。それで、もちろんこれは布教ではないですか、そのときは宗教団体の名称も何にも告知しません。そしてあるところへ連れてくる。そこで正体を隠したまま、指輪を買いたいとか、数珠を買いたいとか、つぶらに買いたいとか、そういうようなことをやつて買わせる。

これの一つの問題は、この路上で誘い込むのと、こっちの店だかマンションの部屋の中で、室内で売るのと、これは一つの行為、一体の販売行為なんですね。だからこそ、これは訪問販法の範囲がなんですか。だからこそ、これは訪問販法の範囲に入るわけですから、まあ商品用のマニュアルといふやうなものがあつて、それに基づいて誘い込んで売っているわけですから。

そうすると、どうやって誘い込んだのか。これはちょっとしたうそとか説いての言葉とかと違うのです。これは宗教的な勧説の仕方で、しかもこれは内で売るのと、これは一つの行為、一体の販売行為なんですね。だからこそ、これは訪問販法の範囲に入るわけですから、いい物だから見に行って買わなきかとか、あるいはちょっとお茶飲みに寄つてから、しかも同じような語り文句で誘い込んで買わせる。

この一つの問題は、この路上で誘い込むのはいろいろなパートナーがございまして、必ずしも明確な定義がないわけでございます。例えば、先祖のたまりで不幸になりますよといったようなことを言いまして消費者の不安をあおって、高額な印鑑とか数珠等の販売を行うような商法を一般的に言うのではないかというふうに理解しておりますけれども、実は、こういったものにつきましては、国際化センターに寄せられた相談件数は平成六年度において一千件を超えるわけでございます。

このようないいわゆる訪問販売法に規定されております訪問販売等の契約で行われる場合、今先生の御指摘あつたケース、これは具体的なケースを詳細にお伺いしないと正確には言えないわけでございますけれども、例えば、いわゆる路上でアンケート調査をしてくださいと言つてお店へ連れ込んで物を売る、これをキャラクターセールスと言つておりますけれども、それに類似するものでございまして、そういうものは形態が訪問販売法に該当すれば、しかも商品が訪問販売法の指定商品に該当するものについては、宗教法人であろうとそうでなかろうと、販売活動を行なう場合は訪問販売法の規制対象として書面の交付、クリーリングオフ等の消費者保護措置の適用があるところでございまして、当然そういう買わされた方は書面交付、クリーリングオフの権利があるということござります。

いざれにしましても、この布教活動と勧説行為と非常に難しい問題でございますけれども、今後とも関係行政機関とも密接に連携をしながら訪問販売法の厳格な運用を行いまして、被害者救済に努めてまいりたい。こういうふうに考えております。

○石井(総)委員 いずれにしても、さつき言いましてから、その前に言った二つの点について見解を聞きたいと思います。

○大宮政府委員 それではお答えいたします。

今先生から御指摘がありましたのはいわゆる靈感商法というものでございますが、これについてはいろいろなパートナーがございまして、必ずしも明確な定義がないわけでございます。例えば、先祖のたまりで不幸になりますよといったようなことを言いまして消費者の不安をあおって、高額な印鑑とか数珠等の販売を行うような商法を一般的に言うのではないかというふうに理解しておりますけれども、実は、こういったものにつきましては、国際化センターに寄せられた相談件数は平成六年度において一千件を超えるわけでございます。

○大宮政府委員 まず、今先生から御指摘あつた点でござりますけれども、先ほど申し上げましたように、訪問販売法の対象商品、例えば先ほどお話ししました印鑑とか数珠とかつばなどは、これは訪問販売法の指定商品になつておりますので、当然そういうものをいわゆるキャラクターセールス的な方法で売れば、これは訪問販売法の規制の対象になるということございます。

○大宮政府委員 まず、今先生から御指摘あつた点でござりますけれども、先ほど申し上げましたように、訪問販売法の対象商品、例えば先ほどお話ししました印鑑とか数珠とかつばなどは、これは訪問販売法の指定商品になつておりますので、当然そういうものをいわゆるキャラクターセールス的な方法で売れば、これは訪問販売法の規制の対象になるということございます。

それから、宗教、布教と一体になつて行つた場合にそれが不実の告知に当たるかどうかということがござりますけれども、一般的に事業者がそこでござります。宗教活動に伴つて行われる売買活動については、どの時点からが買賣契約の締結について勧説を行うため、路上において威迫困惑、不実の告知等を行なえば取り締まりの対象となるものでございます。宗教活動に伴つて行われる売買活動については、どの時点からが買賣契約の締結についての勧説であるのか、また何が不実であるのか、必ずしも明確でないわけで

ございます。したがって、取り締まりは非常に難しい現状にはございますけれども、法の目的等踏まえ、適切に対応していきたい、こういうふうに考えております。

それから、これは訪問販売法の問題ももちろんござりますけれども、基本的に、例えば民法上の問題あるいは刑法上の問題もございます。例えば詐欺あるいは脅迫といったものであれば、民法では取り消しができますし、それから、今言ったよ

うなことで、刑法上でも詐欺罪、脅迫罪の刑事的

責任が問われることもあるのではないか、こういふふうに考えております。

○石井(慈)委員 この印鑑はいい印鑑ですよと言つて売るのではないのです。このつばは何か秘伝のものですよとか、芸術的な価値の高いものですよとか言つて売るのではないのです。あなたの相にはどんな相があらわれているとか、先祖がどうだからと買ってそれを買わせるのですよ。これは不実の告知ではないのですか。そういう、適切に対処したいとかいうのはだめですよ。

○大宮政府委員 ただいま御指摘のありましたように、いわゆる宗教活動とか布教活動というのには、今先生御指摘になつたような要素を常に含んでるケースがございまして、私どもも先ほど申し上げましたように、ケース・バイ・ケースで不実の告知になる場合もあるしそうでない場合もあり得るのではないかと。一般的には、おっしゃるように、そういう場合には不実の告知ではないかと思うのでござりますけれども、これはやはり最終的には司法当局においていろいろな状況を判断して解釈されることになるのではないか、こういうふうに考えております。

○石井(慈)委員 誘い込んだときには全然違うこ

とを言つておいて、連れてきてその場でといふと、そこは室内に連れてくる、オフィスに連れてくる、あるいは店舗に連れてくるわけですから、そうすると、そこでやりとりだけだとということになればこれは詐欺法は関係ないのである。訪販法というのは外で客を引っ張ってきてやるから、

だからここで何を言つたか、どういう約束で来たのか、どういう理解がそこで生じたかというようなことが一つの、一体となつた販売行為なのであります。そのような答弁ではちょっとこれは、大分

この法律というのはまだまだ問題が多いかなとうような気がいたします。

以上です。ありがとうございました。

○自見委員長代理 次に、石井啓一君。

○石井(啓)委員 新進党的石井啓一でございま

す。

訪問販売法の改正の最後の質問でございます。今まで大分全般的に質問がありましたので、重なる質問があるかと存じますが、質疑時間の中で全般にわたりましてお尋ねをしたいと存じます。

○塚原国務大臣 パソコン等のニューメディアを利用した取引は、既に訪問販売法上は通信販売としての広告規制の対象にはなっておりません。今先

生から御指摘がございましたように、最近のパソコン等ニューメディアの発展

けれども、今回の電話勧誘販売に関しましては、この前もある大手の新聞社、はつきり言つてしまえばアエラの編集長が今度パソコンのいわゆるネットワークの編集長になりまして、親しい人

だから左遷されたのだらうと思つてからかってやつたら、本人は大変な榮耀で大喜びをしている

という現実を見ましても、これは私どもの想像以上にこのメディアの進み方はすごいと思います。

ですから、ただいま御指摘がございましたように、注意深くその動向を見守りまして、迅速かつ適切に対応できるように対処いたしてまいりたい

というふうに考えております。

○大宮政府委員 お答えいたします。

実際に、昨年の十一月十六日付の読売新聞で報道されていますが、その中で、大手パソコン通信等の普及は大変私どもも先ほど申し上げましたように、ケース・バイ・ケースで不実の告知になる場合もあるしそうでない場合もあり得るのではないかと。一般的には、おっしゃるように、そういう場合には不実の告知ではないかと

思つておいて、連れてきてその場でといふと、そこは室内に連れてくる、オフィスに連れてくる、あるいは店舗に連れてくるわけですから、

○石井(慈)委員 その点につきましてはよろしくお願いをいたしたいと存じます。

それでは、まず電話勧誘販売につきまして、具體的な項目についてお尋ねをしたいと存じます。

○石井(啓)委員 ところで、今訪問販売、通信販売、電話勧誘販売、それぞれなるべく規制を排除する、規制をかけないというお話をございました

が、私は、訪問販売、通信販売、この二つと電話勧誘販売とでは若干性質が異なるのではないかと

いうふうに認識をしております。

と申しますのは、電話勧誘販売につきましては、一つは商品、権利、役務そのものよりも勧誘

手段に問題がある。例えばプライバシーを侵害しやすいため生活の平穏を侵しやすい、そういう勧誘の手段に問題があるといふことがあります。

二つ目には、訪問販売、通信販売に比べますと、あらゆる業種で容易に利用できる勧誘形態でありまして、今指定商品制をとつておられるわけでありま

すけれども、悪質業者によって指定された商品以

て確認をしておきたいと思います。御説明をお願いいたします。

○大宮政府委員 お答えいたします。

まず、訪問販売、通信販売、電話勧誘販売につきまして指定商品制を採用しておりますのは、や

はり規制は必要最小限度にとどめるべきであると

いう考え方のもとに、例えば八百屋、魚屋、米屋、酒屋などの、一般消費者が通常訪問販売等

によつて平穏のうちに取引を行つているものについにならないよう、状況に応じ迅速な対応を講ずるべきというふうに私は考えますが、大臣の御見解を伺いたいと存じます。

○塚原国務大臣 パソコン等のニューメディアを利用した取引は、既に訪問販売法上は通信販売としての広告規制の対象にはなつております。今先

生から御指摘がございましたように、最近のパソコ

ン等ニューメディアの発展

で、この前もある大手の新聞社、はつきり言つてしまえばアエラの編集長が今度パソコンのいわゆるネットワークの編集長になりまして、親しい人

だから左遷されたのだらうと思つてからかってやつたら、本人は大変な榮耀で大喜びをしている

という現実を見ましても、これは私どもの想像以上にこのメディアの進み方はすごいと思います。

一方、連鎖販売取引につきましては、これは法律にも書いてございますけれども、特定利益を受

し得ることをもつて誘引し、特定負担をするこ

とを条件として行われ、しかもその特定利益、特

定負担が組織内の他の加盟者と密接に関連すると

いう取引形態そのものの特殊性に着目して行われる規制であることに加えまして、これもこの場で

いまで規制をかけるのは適切ではないというよ

うな理由によるものでございます。

わめるネガティブリスト方式にこれをしてもはどうかという意見がございます。

私は、改正後の状況も十分見まして、今後の課題としてこれは真剣に御検討いただきたいと思いますが、見解をお伺いいたしたいと存じます。

○大宮政府委員 いわゆる電話を用いた取引は、実は簡易迅速という利点を有しております。まさに先生のおっしゃるとおり今広く行われておりますが、たたかれておる先生のございまして、実は消費者のニーズにもこたえているという面があるわけでございます。実際の取引実態を見ても、電話という勧誘手段そのものに問題があるというわけではなくて、電話を用いて行われる個々の勧誘行為の中に不適切なものが生じているためにトラブルが発生しているというものでございます。

指定商品に関してネガティブリスト方式にすべきという意見があることは私どもも承知しておりますけれども、先ほど申し上げましたように、規制はやはり必要最小限度であるべきじゃないかというようなこと、それから、今後新たに健全な形で行われるかもしれない商品・権利・役務等の取引についてまで、民法の一般ルールを超えてあらかじめ規制をかけておくことはいかがなものかな、こういうふうに判断したわけでございます。

実態的にも、現在の指定商品の範囲で問題のあるものはすべてカバーされていると考えております。そして、今後消費者相談の状況等も注視しながら、問題のある商品等が生じた場合には迅速に指定することとで対処してまいりたい、こういうふうに考

と存じます。

続きまして、電話勧誘販売の行為規制でござりますけれども、今回の法改正によりまして、まず一つは氏名等の告知義務が課されました。二つ目には拒否者に対する勧説の禁止、三つ目には契約締結上の重要事項の不実告知の禁止、四つ目には威迫困惑的勧説の禁止、これが図られたところではございますけれども、産業構造審議会の答申を拜見いたしましたと、さらに具体的に三つの行為規制について言及がされております。

一つは、消費者が求めた場合、事業者の住所、電話番号等を明示すること。

二つ目には、顧客の電話勧誘等の禁止。この必要性がこの産構審朝の電話勧説等の禁止の答申でも言及されておりますので、私はこれら

の行為につきましても、具体的に行行為規制に加えるべきではないかというふうに考えます。

さらに、被害実態を見ますと、いわば職場への執拗な電話が多い。職場というのは、やはり上司、同僚の日がございますので、なかなか断りにくい状況にある。こういうことで、断りにくくなつて契約してしまう。こういう事例が多いことから、職場への勧説電話の禁止ということとも行為規制に加えるべきではないかといふうに考えます。

以上、この四点についてさらに行行為規制を加え

るべきではないかというふうに考えますが、御見解を伺いたいと存じます。

○大宮政府委員 お答えいたします。

まず第一点でございますけれども、消費者が事業者の連絡先を知らないことで問題が生ずる場合というのは、例えば申し込みを行った契約について考え直すために改めて問い合わせをしたいときとか、あるいはその申し込みを取り消したいとうときなどが考えられるわけでございます。このため、実は改正法の第九条の六及び第九条の七の規定の中の、これは省令でございますけれども、契約の申し込みもしくは締結が行われた場合は、事業者はその住所、電話番号等を記載した書

面を交付しなければならないということになつておりまして、必要な連絡先を消費者に開示することにしております。

さらにその上で、勧説する電話においても、住所、電話番号等を明示する義務を事業者に課すことにつきましては、実態的には事業者は住所、電話番号等の連絡先を問われた場合には、通常はこれを告げておるというふうに承知しておりますけれども、法律上の義務を課してまでそういった法律上の義務とするかどうかということにについて言及がされております。

一つは、消費者が求めた場合、事業者の住所、

電話番号等を明示すること。二つ目には、顧客の電話勧説等の禁止。この必要性がこの産構審朝の電話勧説等の禁止の答申でも言及されておりますので、私はこれら

の行為につきましても、具体的に行行為規制に加えるべきではないかといふうに考えます。

さらに、被害実態を見ますと、いわば職場への執拗な電話が多い。職場というのは、やはり上司、同僚の日がございますので、なかなか断りにくい状況にある。こういうことで、断りにくくなつて契約してしまう。こういう事例が多いことから、職場への勧説電話の禁止といふことも行為規制に加えるべきではないかといふうに考えます。

以上、この四点についてさらに行行為規制を加え

るべきではないかといふうに考えますが、御見解を伺いたいと存じます。

○大宮政府委員 お答えいたします。

まず第一点でございますけれども、消費者が事業者の連絡先を知らないことで問題が生ずる場合というのは、例えば申し込みを行った契約について考え直すために改めて問い合わせをしたいときとか、あるいはその申し込みを取り消したいとうときなどが考えられるわけでございます。このため、実は改正法の第九条の六及び第九条の七の規定の中の、これは省令でございますけれども、契約の申し込みもしくは締結が行われた場合は、事業者はその住所、電話番号等を記載した書

面を交付しなければならないということになつておりまして、必要な連絡先を消費者に開示することにしております。

このため、迷惑を覚えさせる仕方での勧説を行つたような場合などを主務大臣の指示の対象行為としたしまして、相手方を困惑させること等を規制し、深夜・早朝電話勧説についても、個々の事例に即して、その時間帯に電話をすることがその消費者にとって迷惑となるかどうかというよう認定を柔軟に行うことにより対処したい、こういうふうに考えております。

それから第四点目でございますけれども、職場への電話勧説等の禁止ですが、職場への電話勧説に係るトラブルは、職場への電話勧説自体によるものではなくて、むしろ、職場への電話勧説を執拗に行って消費者が断りにくい状況をつくるといふ勧説方法に起因するものでございます。したがいまして、今般、契約を締結しない意思を表示して、再勧説の禁止といいますか、勧説をしてはいけない旨を規定しておりますが、電話による長時間の勧説の継続は禁止されるというふうに判断したところでございます。

それから第二点目の、いわゆる迷惑行為及び長時間の電話勧説を禁止でございますけれども、今回の中では、第九条の五におきまして、契約の改正案では、第九条の五におきまして、契約を締結しない旨の意思表示をした者に対していわゆる再勧説の禁止といいますか、勧説をしてはいけない旨を規定しておりますが、電話による長時間の勧説の継続は禁止されるというふうに判断したところでございます。

契約に際して交渉に要する時間は個々の状況によって異なりまして、場合によつては、時間をかけてより詳細に説明を行うことが消費者の利益となることもある場合もあるわけでございますから、法律で一律に一定時間以上勧説してはならないと規定することよりは、むしろ先ほど申し上げましたように、第九条の五によつて実質的に禁止をしたい、こういうふうに考えているわけでございます。

それから第三点目でございますけれども、深夜

・早朝の電話勧説でございますが、これは、こういった時間に電話をしますことは、それ自身が消費者に不快の念を抱かせますのですから、一般的には嫌がらせ別としまして行われているものではなく、被害実態もそれほど多くないというふうに認識しております。また、国民の生活様式が多様化して、生活時間帯が深夜、早朝に及ぶ場合もある中で、一律に電話勧説を禁止すべき具体的な時間帯を設定することは困難である、こういうふうに考

私はぜひひやつていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○大宮政府委員 今御指摘ございましたように、威迫困惑の中身は具体的にどういうものかということは、これは当然私どもも通達で明らかにするつもりでございますが、いわゆる御指摘あったよ

うな長電話とかあるいは深夜・早朝の電話については、むしろ具体的にその迷惑を覚えさせるような仕方でない勧説というところの方で読んでいくというふうに考えております。というか、具体的に消費者がどういうふうに感ずるかということが基本的に問題になるわけでございますから、先ほど申し上げましたように、「二十四時間働いている方は夜電話してもらわなければお話をできないという方もいらっしゃいますので、これは、そういう具体的なケースに即して判断したい、こういうことでございます。

○石井(警)委員 具体的なケース等々に即して、実質的に消費者が迷惑をこうむらないような形で、指導等よろしくお願ひをいたしたいと存じます。

それでは続きまして、クーリングオフの起算点の問題でございます。

先ほども吉井委員の方から、このクーリングオフの起算日につきましては、法定書面を受領した日から、法定書面に署名捺印し返送した日に変るべきではないかというふうな意見がございました。政府の答弁といたしましては、実質的にクーリングオフ期間が大幅に延長されると契約の安定性が損なわれるということであります。確かに

リシングオフ期間を過ぎてしまふケースが多く想定されるのではないかというふうに考えたわけです。

先ほど吉井委員に対する答弁では、そもそも民法の特例であるから、消費者が契約をしていないとはつきり意思を持つている場合は民法上の救済措置があるのだ、あるいはその举証責任は事業者側にあるのだ、こういうふうにございましたので、確かにそういうことかとは思いますけれども、しかしながら、そういうふうに考えてみますと、現行法でもそれはできるのですね。今回改正をいたさなくて民法における救済措置としては、その辺も踏まえて、こういった事例に對してどういうふうに対処すべきとお考えなのか、御見解を伺いたいと思います。

○大宮政府委員 お答えいたします。

まず、クーリングオフの起算点の問題につきましては、先ほど御説明したとおりでございまして、今石井先生からも御指摘のあつたとおりでござります。

これは、署名捺印した後ということになりますと、実は、消費者がそれを怠りますといつまでもたつてもクーリングオフができるということになりますが、非常に取引の安定性が損なわれるといふべきではないかというふうな意見がございました。政府の答弁といたしましては、実質的にクーリングオフ期間が大幅に延長されると契約の安定性が損なわれるということだと思います。

それでは現状との関係でどうなるのかということとでござりますけれども、電話勧説販売におきまして、例えば消費者の契約意思があいまいなままでは、消費者が電話を受けまして、結構ですと事業者が契約の成立を主張してきた場合などに

そういう制度をつくったということをございます。それから、その際に、第九条の六及び第九条の七の書面交付につきましては、契約上の重要な書類として十分に消費者の方にも注意を払っていた

とおり、この辺も踏まえて、こうした点についてはだく必要がござりますし、こうした点については消費者啓発の中で今後とも周知徹底をしていくこととしたい、こういうふうに考えております。ただ、先生おつしやいましたように、本人がそかわらず被害の実例が多いという現状がござりますので、その辺も踏まえて、こういった事例に對してどういうふうに対処すべきとお考えなのか、御見解を伺いたいと思います。

○大宮政府委員 お答えいたします。

まず、クーリングオフの起算点の問題につきましては、先ほど御説明したとおりでございまして、今石井先生からも御指摘のあつたとおりでござります。

これは、署名捺印した後ということになりますと、実は、消費者がそれを怠りますといつまでもたつてもクーリングオフができるということになりますが、非常に取引の安定性が損なわれるといふべきではないかというふうな意見がございました。政府の答弁といたしましては、実質的にクーリングオフ期間内であるか否かにかかわらず、そもそも契約不成立によりまして消費者が救済されるたと認定されるケースはほとんどないというふうに考えております。このような場合には、クーリングオフ期間内であるか否かにかかわらず、そもそも契約不成立によりまして消費者が救済されるたと認定されるケースはほとんどないというふうに考えております。

○石井(警)委員 今政府委員が御答弁された救済措置というのは、私の問題意識では現行法でも実際はできるはずなのに被害が多いというのは、消費者の無知といいますか、情報を知らないのに乘じて悪質な業者がいろいろやつてくる、そういう実態があろうと思います。

また、今後懸念されるのは、消費者が知らないことがあります。

それでは現状との関係でどうなるのかといふことでござりますけれども、電話勧説販売におきまして、事業者が契約の成立を主張してきた場合などに、消費者側は、仮に契約が成立していなかったとしても、これが一方的に契約をしたと解釈をして、契約内容の書面を送つてくる場合が多いわけでありまして、この場合、受け取った消費者は契約したといふふうに認識をしていないのですから、その送つてきた書面を放置しておく場合がある。クー

では続きまして、いわゆる二次被害でござりますけれども、一度被害に遭つた人に対して、前の被害の救済のように見せておきながら再度金銭を支払わせるという、けしからぬことでござります。

神奈川の消費生活コンサルタント連絡会でおまごとにあつた事例をちょっと見てみますと、例えば、ちょっとと読み上げてみますと、「五年前に行政書士の通信教育の契約をしたが、特に必要な資格ではなかつたため、取得せずにいた。その後いろいろな業者から勤務先に資格にかかる電話勧説が次々とあり、仕事にも支障がでじめ非常に迷惑していた。そんなとき、ある業者から、出回っている名簿から自分のデーターを抹消するためには、四十万円が必要と書かれていた。すでに登録したので解約はできない」という。

こういう事例等々、何といいましょうか、人の弱みにつけ込んでといいますか、勧説すると断り切れないような消費者の性格であることを事業者が利用した大変な悪質な事例であります。私は許せない思いがござりますけれども、この裏には、いわゆる顧客の名簿が、特に電話勧説に一回応じたという顧客のリストが業者間で売買されている、こういう実態があるわけでござります。

今回、通産省等におかれでは、業界の自主的な取り組みが重要というふうにされておりまして、いろいろな措置もおとりになります。それでも、しかし、悪質な業者といふのはいわゆるアウェイサイダーが多いわけでありまして、私は業界の自主的な取り組みではなかなか実効が上がらないのではないかと大変懸念をする次第でござります。

したがいまして、電話勧説者の保持する顧客リストあるいは個人情報の不正利用に対する規制につきましても、政府としてこれは検討すべきでは

ないかというふうに考えますが、見解を伺いたいと存じます。

○大官政府委員 お答えいたします。

電話勧誘販売事業者の保有する顧客リストや個人情報の乱用について法的規制を行ってはどうか

という御指摘でございますけれども、利用実態の正確な把握や利用のあり方等の検討など、今後、課題も多うございまして、慎重な対応が必要であらうか、こういうふうに考えております。

しかしながら、当省としては、電話勧誘販売事業者の保持する顧客リストや個人情報が乱用されることは消費者利益の保護の観点から問題があるといふように考えておりまして、検討すべき重要な課題であるというふうに考えているところでございます。

このため、平成八年度予算におきまして、事業者の自主的な取り組みを促す基盤整備として、顧客名簿の取り扱いに関する基準の作成等について検討するための予算を計上しておりまして、学識経験者、消費者等の御参加を得て、顧客リストや個人情報の乱用を防止するためのルールづくりを検討してまいりたい、こういうふうに考えております。

○石井(啓)委員 前半のお答えは非常に慎重であり、後半は重要な課題といふように受けとめていよいよございましたので、私は、通産省としてもいろいろお感じがあるのかなと思いますが、ぜひ重要な課題と御認識をいただきまして、真剣にお取り組みをしていただきたいと要望をしておきたいと存じます。

それではもう一つ、今回、電話勧誘販売の中で適用除外の条項を設けていらっしゃいます。第十一条でございますけれども、特に第十条第三項二号で政令委任されております適用除外事項について、具体的にどのようなケースを想定されているのか、御説明をいただきたいと存じます。

○大官政府委員 御質問の点でございますけれども、通例の取引形態として電話勧誘販売による販売または役務の提供が日常生活において支障なく

行われている取引まで規制することは、この法律の趣旨ではございませんし、また、規制対象としている場合、かえつてこれらの取引に無用の混乱を生じます。

このため、例えば既に訪問販売につきましては、こういった趣旨から法第十条第二項第二号に規定して適用除外を設けておりまして、例えば

現に店舗において販売を行っている販売業者が定期的に住居を訪問するいわゆる御用聞きの場合、それから二番目に、過去一年間に一定以上の取引がある顧客への訪問販売、それから第三に、事業所への訪問販売であって、その事業所の管理者にところがございます。

改正法第十条三項第二号は、電話勧誘販売についても日常生活において支障なく行われているケースを政令で定め、本法の適用除外とするものでございます。今後、具体的には消費経済審議会の場において、訪問販売のケースを参考としながら、電話勧誘販売に係る取引及び被害の実態を踏まえ、消費者、事業者等とも十分な議論をしつつ検討してまいりたい、こういうふうに考えております。

○石井(啓)委員 それでは引き続きまして、連鎖販売取引についてお伺いをいたしたいと存じます。

これまでの当委員会におきます政府委員の答弁では、連鎖販売取引に関します法規制の考え方方は七六年の制定当时と同じである。すなわち、悪質なマルチを全面的に禁止するのは立法技術上難しいわけありますが、より広い網をかけて悪質な行為を規制することにより悪質なマルチを実質的に禁止する、こういう規制の考え方は変わらないということございましたので、私は、この悪質なマルチは実質的に禁止するという点につきまして、この際、重ねて大臣の御決意を伺いたいと存じます。

○大官政府委員 御質問の点でございますけれども、通例の取引形態として電話勧誘販売による販売または役務の提供が日常生活において支障なく行なわれているのと同じ効果があるものと考えられるおそれがあるわけでございます。

定當時の国会審議において、今の点が一応明らかにされております。この点につきましては何ら変わりございませんし、あくまで、立法当時、悪

質なマルチを実質的に禁止をするという前提のもとに、なおかつより有効な形をとるということで、このようなルールづくりをしたというふうに私ども理解をいたしております。

○石井(啓)委員 それでは、この連鎖販売取引の特定負担についてちょっと質問をさせていただきます。このようにこの特定負担について取り上げられましたが、連鎖販売取引がどうかが非常にあいまいといいますか、わかりにくくなつたのですが、これまでもこの特定負担についているのは、特定負担の解釈がわかりにくいため取り上げられましたが、連鎖販売取引がどうかがいうことがございます。

現在、特定負担二万円という要件を免れるため

に、例えば二万円未満に設定をいたしたり、ある

いは時間差を設けようとしたりする業者も多いわけでございますが、連鎖販売取引かどうかの大きさでございますが、連鎖販売取引かどうかの大きさを特定負担を求めるとしてござりますの

で、この二万円という額にかかるわらず、特定負担を求めるものはすべてこの連鎖販売取引の対象とすべきではないかというふうに私は考えます。すなわち、特定負担の額を現行の二万円から大きく引き下げるべきだと考えますが、御見解を伺いたいと存じます。

○大官政府委員 お答えいたします。

現在、訪問販売法施行令第七条におきましては、先生御指摘のございましたように、特定負担の基準は、「商品の購入の総額若しくは役務の対価の支払の総額又は取引料の提供の総額が二万円以上であること」とされております。

これは、前回もこの委員会でちょっと申し上げましたけれども、昭和五十一年当時被災の多かった勤労少年の小遣いが生活費を含めて二万円程度であるというアンケート結果に基づきまして、警察署等関係機関とも十分協議の上二万円と定めたものでございます。現在これに該当する調査はございませんけれども、平成六年現在で昭和五十一年と比べた物価上昇率は一七〇%でございま

て、昭和五十一年当時の二万円は現在約三万四千円になるという試算でございます。

したがって、特定負担の基準額は漸次引き下げられておりまして、むしろ、本来であれば当該金額の額を引き下げるべきであると考え方も根強いことにならぬが、この二万円でござりますが、これまでもこの特定負担が問題なのではなくて、現在の特定負担の水準を維持することは妥当であると考えております。

なお、御指摘のありました脱法防止の観点から、消費者保護の観点から特定負担の金額を引き下げるべきであるという考え方も根強いことにならぬが、この二万円でござりますが、これまでもこの特定負担が問題なのではなくて、現在の特定負担の水準を維持することは妥当であると考えております。

このようにこの特定負担についての政令で定める基準に該当すれば、これは二万円でございますが、該当すれば、連鎖販売取引に該当すると解釈すべきではないかというふうに私は考えます。すなわち、特定負担の額を現行の二万円から大きく引き下げるべきだと考えますが、御見解を伺いたいと存じます。

○石井(啓)委員 そもそもこの法の考え方からいきますと、なるべく広い網をかけて、それで悪質な行為を取り締まるという考え方でございますから、私は別段その二万円という額にこだわる必要はないのではないか。むしろ、その二万円という額が表に出ているために網にかかりにくくなつているようなこともあるのではないかと私は考えておりますし、この点を指摘しておきたいと思いま

す。

もう一つ、実質的に何が特定負担かが問題だ。確かにそういうことでござりますので、これは通常お示しになるということでござりますが、実際にその連鎖販売取引の脱法行為が広まらないよう、この点について特段の御努力をいただきたいと存じます。

手続きまして、法第十二条の禁止行為でござりますけれども、従来、重要事項の不告知または不実の告知というものが禁止行為になっていたわけあります。しかし、重要な事項が何であるのかあいまいであるといふ指摘があつたわけでございます。

今回の改正において重要事項が法文上明示されたことは、私は評価いたしたいと存じますけれども、さらに、今回改正法の第十二条第一項第五号において「重要なもの」というふうに挙げられておりますが、過日の参考人質疑においては、この「重要なもの」の中身について、一連の連鎖販売業の加盟店数あるいはその段階数、さらにはその各段階における収支の実情等、こういったものが「重要なもの」に該当するようにしてほしい、こういう要望がございました。

私は、確かにこれらの事項というものは消費者が連鎖販売取引を契約するか否か判断する際の極めて大切な事項であり、消費者に対する情報開示といふ点から、今言った事項について具体的に通達等でお示しになつてはどうかというふうに考へるわけでございますが、見解を伺いたいと存じます。

○大宮政府委員 お答えいたします。
改正法第十二条第一項第五号におきましては、

「連鎖販売業に関する事項であつて、連鎖販売取引の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの」について「故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為をしてはならない。」といふ

ことの規定をしておりまして、今先生が御指摘あつたように、この「重要なもの」につきましては通達で明瞭にしたまつて、こういうふうに考へております。

具体的な事例に即して申し上げますと、総括的に言えば、取引をするための意思決定の要素によるような事項が重要なものということでございまして、これは私ども法律をつくる過程でいろいろな議論をしてまいりましたけれども、故意に事実を告げない行為というものに関する重要な事項と不実のことを告げる行為に関する重要な事項、これは

必ずしも一致していないのではないか、こういうふうに考へております。

それで、故意に事実を告げない行為というものにつきましては、相手方が当該事実を知らずに取引を行なうことがその者にとって不利になる事項がございます。たゞ、統括者等の「重要なもの」でございます。例えば、統括者等の経営が破綻に瀕している場合に、財産状況等を告げないことなどが問題になるというふうに考へております。ただ、一連の連鎖販売業の加盟店数、段階数、各段階における収支の状況等については、そのことを知らずに取引を行うことが必ずしもその人にとって不利になるということは言えませんで、それを告げないことが直ちに本条違反になります。

一方、不実のことを告げる行為、すなわちうそをつく行為でござりますけれども、重要な事項の範囲は、故意に事実を告げない行為に比べましてより広く考へるべきでございまして、御指摘の連鎖販売業の加盟店数、段階数あるいは各段階における収支の状況等について不実のことを告げた場合には、これは一般的に違法行為になると考へておりますし、こういったことを解説通達において明らかにしていきたい、こういうふうに考へております。

○石井(啓)委員 わかりました。今の御答弁では、不実の告知については重要事項に該当する、不告知については必ずしも該当しないのではないかと申します。この点につきましても、ぜひよく御検討をいただきたい、このように思っています。

手続きまして、情報開示ということでございますけれども、やはり自己責任原則といふことを大分この産構審の答申でもうたわれておりますけれども、もとより、消費者が自己責任原則を果たすためには、消費者に取引条件等に関する適正な情報が開示されていることが、これはもう大前提でございます。

そういう意味で、産構審の答申では、「連鎖販売取引の契約に際し、一般消費者等に対し当該

取引に係る情報開示を図るために、十四条の交付書面について、記載事項の拡充と様式の統一化等について検討を行うべきである。」こういう指摘がされております。

この件につきましては、通産省としてはどのように対応を具体的におとりになるのか、御説明をいたさないといふことがあります。

○大宮政府委員 お答えいたします。

連鎖販売取引におきましても、基本的に消費者が自己責任原則のもとでみずから契約の適切さについて判断をすることが望ましいわけでございませんで、そのため、連鎖販売取引については連鎖販売業の加盟店数、段階数あるいは各段階における収支の状況等について不実のことを告げた場合には、故意に事実を告げない行為に比べましてより広く考へるべきでございまして、御指摘の連鎖販売業の加盟店数、段階数あるいは各段階における収支の状況等について不実のことを告げた場合には、故意に事実を告げない行為になるとしております。

一方、不実のことを告げる行為、すなわちうそをつく行為でござりますけれども、重要な事項の範囲は、故意に事実を告げない行為に比べましてより広く考へるべきでございまして、御指摘の連鎖販売業の加盟店数、段階数あるいは各段階における収支の状況等について不実のことを告げた場合には、故意に事実を告げない行為になるとしております。

○石井(啓)委員 お答えいたしました。
改正法第十二条第一項第五号におきましては、「連鎖販売業に関する事項であつて、連鎖販売取引の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの」について「故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為をしてはならない。」といふことの規定をしておりまして、今先生が御指摘あつたように、この「重要なもの」につきましては通達で規定されているほか、通産省令で定められています。

手続きまして、情報開示ということでございますけれども、やはり自己責任原則といふことを大分この産構審の答申でもうたわれておりますけれども、もとより、消費者が自己責任原則を果たすためには、消費者に取引条件等に関する適正な情報が開示されていることが、これはもう大前提でございます。

そういう意味で、産構審の答申では、「連鎖販売取引の契約に際し、一般消費者等に対し当該

明示してはどうかという質問がございまして、政府の答弁では、連鎖販売そのものが危険であることは行き過ぎではないかという御答弁がございました。私もそれはそうなのであるうといふふうに思いますけれども、しかしながら、悪質なマルチ商法による消費者被害が後を絶たないといふこと、あるいは、今回の法改正におきましては、いわゆる連鎖販売業を行なう者もその取り締まり対象になつて、いわゆる連鎖販売取引である、十二条の重要な一環として、連鎖販売取引については連鎖販売業を行なう者もその取り締まり対象になつて、いわゆる連鎖販売業を行なう者もその取り締まり対象になつて、いわゆる連鎖販売取引であることをきちんと口頭で言わせる、こういうふうに書いてある旨指摘されております。

具体的な記載事項につきましては、現在十四条の交付書面において、記載事項の拡充等について検討を行なわれています。このため、産業構造審議会消費経済部会答申におきまして、訪問販売法第十四条の交付書面について、記載事項について検討を行なわれるところですけれども、これについて御見解を伺いたいと存じます。

○大宮政府委員 お答えいたしました。

連鎖販売取引に係る消費者被害といいますのは、訪問販売法上の単なる定義である連鎖販売取引といふ名称が告げられないこと自体に問題があるために生じているものではございませんで、個々の取引の特定負担、特定利益、商品情報等の契約内容が適正に告げられていないことや、勧誘方法に問題があることによつて生じているものでございます。したがつて、これらを適正化すべく、連鎖販売取引に係る規制を設けるとともに、近年の被害状態に合わせまして、今般さらに規制の実効性を上げるために、禁止行為の対象者の拡大、罰則の強化等の改正をお願いしているところでございます。

○大宮政府委員 お答えいたしました。

連鎖販売取引に係る消費者被害といいますのは、訪問販売法上の単なる定義である連鎖販売取引といふ名称が告げられないこと自体に問題があるために生じているものではございませんで、個々の取引の特定負担、特定利益、商品情報等の契約内容が適正に告げられていないことや、勧誘方法に問題があることによつて生じているものでございます。したがつて、これらを適正化すべく、連鎖販売取引に係る規制を設けるとともに、近年の被害状態に合わせまして、今般さらに規制の実効性を上げるために、禁止行為の対象者の拡大、罰則の強化等の改正をお願いしているところ

でございます。

○石井(啓)委員 消費者に対する情報開示ということで極めて大切だと思いますのは、その取引が連鎖販売取引であるかどうかが消費者にわかるということが私は極めて大事ではないかというふうに考へます。

先日、この委員会におきまして小池委員の方からは、これは法律的にはいささか行き過ぎたものではないか、こういうふうに考へる次第でございま

<p>○石井(啓)委員 これはそもそも論にもかかってくるわけでありますけれども、法律の建前からすると、連鎖販売取引についてはいろいろ義務事項あるいは禁止行為等定めておりますので、例えば連鎖販売取引が危険であるとか云々ということ 자체は私はやり過ぎだと思うのですけれども、連鎖販売取引であることを書かせること自体は、この法の趣旨からいっても私はそんなにおっしゃるほど行き過ぎるものではないのではないか。むしろ、連鎖販売取引であれば堂々とそれは明示してやついただきたい。逆に、消費者の方も注意喚起を十分にしていただきたいといふうに考えておりまして、今どちらかといいますと消極的な御答弁があつたわけありますけれども、私は、今後もこれは真剣に御検討いただきたいと要望をいたしますと同時に、今回の答弁でもつて、将来かたくなにおやりにならないということをお考えにならいでいただきたいと御要望を申し上げておきたいと存じます。</p> <p>さらには、罰則についてですが、特に行政罰でござりますけれども、現行法ではいわゆる業務の停止命令を出した際にはその旨を公表する、このようにされておりますけれども、一歩進めまして、第五条で指示処分をした場合も公表できるようにしてはどうかといふうに考えますが、この点についてはいかがでしょうか。</p> <p>○大宮政府委員 お答えいたしました。</p> <p>改正訪問販売法第十六条第二項の規定によりまして、主務大臣は同条第一項の規定に基づき業務停止命令等を行つたときはその旨を公表しなければならないこととされております。これは業者に対する社会的制約を行うことに加えて、事業者名を広く消費者に知らしめて被害の拡大防止を図るためにございます。</p> <p>他方、主務大臣が指示を行つた際には、その旨を公表しなければならないことはされておりませんけれども、これは公表はできないという趣旨ではないというふうに我々は認識をしておりま</p>
<p>す。すなわち、公表については実質的な社会的制裁の意義を有するものでございまして、もとよりその手続については慎重を期すべきでございます。されども、公表規定が存在しないことをもつて、妨げられるものではない、こういうふうに解釈しております。</p> <p>○石井(啓)委員 今の点については大変前向きな御答弁をいたしましたので心強い限りでございますが、そもそも連鎖販売取引については行政処分が少ないと、いう実態もござりますようでありますから、ぜひこの点についても、しっかりと適正な執行についてよろしくお願ひをいたしたいと存じます。</p> <p>それでは、全般的な問題に移りますが、今回新たに第十八条の二といたしまして、主務大臣に対する申し出ができる、そして適当な措置をとることを求めることができるという条項、あるいは主務大臣はそれに対しまして必要な調査を行い、事実であると認めるときは適当な措置をとらなければならぬ、こういう新たな条項が出てまいりますと同時に、私は、この条項が盛り込まれたことによりますと同時に、主務大臣のこの法律に対する姿勢が從来よりはっきり映し出されておりますので評価ができますが、これまで以上に、悪質な商法の取り締まりに対しまして厳正かつ機動的に執行していただけないと存じます。</p> <p>警察当局の御方針を伺いたいと存じます。</p> <p>○園田説明員 お答え申し上げます。</p>
<p>警察といたしましては、今回の改正の趣旨を踏まえまして、消費者被害の未然防止と拡大防止の観点から、法令に違反する悪質な行為に対しましては、関係機関と緊密な連携をとりまして早期の把握に努めますとともに、厳正かつ確な取り締まりを行つてまいりたいと考えております。また、消費者の方々がこれらの事犯の被害に遭わないためのきめ細かな広報啓発活動も積極的に推進してまいりたいと考えております。</p> <p>○石井(啓)委員 ところで、これまでの被害実態を見ますと若年層が非常に多いということから、学校教育における消費者教育の充実が重要でございます。これまでの審議においてもこの点は指摘されておりましたけれども、これは現場の指導につきましては、文部省において適切に行われているものと承知しておりますけれども、学校教育における消費者教育の重要性にかんがみまして、通産省としても従来より関係団体との連携のもと、その支援に努めているところでございます。</p>
<p>具体的には、日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会が、毎年度、全国百十の高等学校等に講師を派遣し消費者教育を実施しております。また日本消費者協会が、学校の先生方と懇談会を開催するとともに、全国五千五百の高等学校に消費者教育に必要な情報を冊子にまとめ年回配付することによりまして教育現場に情報提供を行つとともに、パソコン通信により消費者関係情報をおいて取り出せ、授業に活用できるよ</p>

うなサービスを新たに開始したところでござります。

今後とも、先生の大変貴重な御指摘も踏まえまして、消費者取引の被害を未然に防止するため、消費者啓発資料の配付を含め、引き続き学校における消費者教育に対する側面的支援を実施してまいりたい、こういうふうに考えております。

○石井(音)委員 ゼビその点についてはよろしくお願いをいたしたいと存じます。

それでは、いわゆる割賦販売についてお尋ねをいたしますが、実は先日、参考人陳述で非常に大事なことが述べられました。と申しますのは、電話勧説販売というのは実質的にはクレジット契約をはとんどしているということなわけでありますけれども、電話勧説販売で資格取得などの役務について、サービスについてクレジット契約をした場合、現行の割賦販売法では商品のみが対象になつていて、役務、サービスについては対象としてない、したがって、電話勧説販売に対してはどのように対処するか、確認をいたしたいと存じます。

○大宮政府委員 ただいま御質問ございました、いわゆる電話勧説販売と同時にクレジット契約をした場合、クリーリングオフをしてもクレジット契約が残るのではないか、こういう御指摘でござりますけれども、これは先ほどもちょっとお答えいたしましたが、通常、クリーリングオフの期間である八日以内はクリーリングオフした場合においては、クレジット会社から役務提供事業者に対し金銭の支払いを行つておりますんで、また万一支払いを行つたとしても、購入者が役務提供事業者との役務提供契約をクリーリングオフした場合においては、クレジット会社は購入者との委託契約も解除しているのが通例でございまして、御指摘のようなトラブルが生じた事例は私ども承知しております。

しかし、いずれにしましても通産省としては、クレジット会社に対して割賦販売法等によりまして従来より所要の指導監督を行つておりますので、消費者啓發資料の配付を含め、引き続き学校における消費者教育に対する側面的支援を実施してまいりたい、こういうふうに考えております。

○石井(音)委員 ゼビその点についてはよろしくお願いをいたしたいと存じます。

それでは、いわゆる割賦販売についてお尋ねをいたしますが、実は先日、参考人陳述で非常に大事なことが述べられました。と申しますのは、電話勧説販売といふのは実質的にはクレジット契約をはとんどしているということなわけでありますけれども、電話勧説販売で資格取得などの役務について、サービスについてクレジット契約をした場合、現行の割賦販売法では商品のみが対象になつていて、役務、サービスについては対象としてない、したがって、電話勧説販売に対してはどのように対処するか、確認をいたしたいと存じます。

○大宮政府委員 ただいま御指摘ございましたのは、いわゆる割賦販売法について役務提供契約が対象になつてないために、商品の場合と違つて抗弁権の接続が認められないのではないか、こういう御指摘でございまして、実はこの問題は、この通達発出以後、多くのクレジット会社は継続的役務提供事業者と新たな加盟店契約を行うことに相当慎重になつておりますので、この間は、いわゆる消費者への役務未提供等によるトラブルは減少しているもの、こういうふうに認識をしております。

○石井(音)委員 それでは最後に一言申し上げますが、今回の訪問販売法の改正は、確かに従来の被害実態等を踏まえて一步前進であるという面では、私は評価いたしたいと存じますが、先ほども申し上げましたように、この法改正を踏まえて、法律の適正かつ機動的な執行をぜひとも関係当局においては十分連携の上、お願ひをいたしたいと存じますし、また、悪質な商法というのには常に新たな惡知恵を働かせて生じてくる、それをまた新たに取り締まる、こういういわば追いかげの要素が十分にございますので、今後とも被害実態等に応じて迅速な対応を要望いたしまして、私の質問を終りました。

○甘利委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

このため、抗弁権の接続に関する法的措置の導入に当たりまして、このような消費者の抗弁すべを接続することがいいのかどうかというような法律的な問題がございまして、むしろ、私どもは、こういった問題を実態的に解決するために、過去においても研究会等を催しまして、エヌティックサロンや外国会話教室等の業種については、その支払い方法としてクレジット契約を利用することが多いことから、通達を出しまして、業界を指導しているわけございます。

これは平成四年の五月と十月に出ておりますが、例えば役務提供事業者を加盟店とする場合における審査の厳格化等といったような加盟店管理の強化の問題、それから、継続的役務提供事業者が倒産等の事由により役務提供ができなくなつた場合には、利用者への支払い請求を停止するなどの措置をとるよう指導を行つたところでござります。

○大宮政府委員 ただいま御指摘ございましたのは、いわゆる割賦販売法について役務提供契約が対象になつてないために、商品の場合と違つて抗弁権の接続が認められないのではないか、こういう御指摘でございまして、実はこの問題は、この通達発出以後、多くのクレジット会社は継続的役務提供事業者と新たな加盟店契約を行うことに相手おりませんし、また、クレジットを利用した消費者への役務未提供等によるトラブルは減少しているもの、こういうふうに認識をしております。

○石井(音)委員 それでは最後に一言申し上げますが、今回の訪問販売法の改正は、確かに従来の被害実態等を踏まえて一步前進であるという面では、私は評価いたしたいと存じますが、先ほども申し上げましたように、この法改正を踏まえて、法律の適正かつ機動的な執行をぜひとも関係当局においては十分連携の上、お願ひをいたしたいと存じますし、また、悪質な商法というのには常に新たな惡知恵を働かせて生じてくる、それをまた新たに取り締まる、こういういわば追いかげの要素が十分にございますので、今後とも被害実態等に応じて迅速な対応を要望いたしまして、私の質問を終りました。

○甘利委員長 この際、本案に対し、塩谷立君外二名から、自由民主党、社会民主党、護憲連合新党さきがけの三派共同提案による修正案が提出されておりますので、提出者から趣旨の説明を求めます。塩谷立君。

○塩谷委員 ただいま議題となりました修正案につきまして、提案者を代表して、私からその趣旨を御説明いたします。

修正案はお手元に配付されているとおりであります。

○塩谷委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

修正案の内容は、消費経済審議会に係る施行期日につき、原案では「平成八年四月一日」としていますが、既にその日が経過してしまったので、これを「公布の日」に改めようとするものです。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○甘利委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

修正案に賛成の諸君の起立を求めて討論に入るのですが、討論の申し出があまりませんので、直ちに採決に入ります。

まず、塩谷立君外二名提出の修正案について採決いたします。

○甘利委員長 本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

○甘利委員長 起立総員。よって、本修正案は可決されました。

次に、ただいま可決された修正部分を除く原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○甘利委員長 起立総員。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

○甘利委員長 この際、ただいま議決いたしました本案に対し、西川太一郎君外五名から、自由民主党、新進党、社会民主党・憲憲連合、新党さきがけ、日本共産党、市民リーグ・民改連の六派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されておりますので、提出者から趣旨の説明を求めます。西川太一郎君。

○西川委員

ただいま議題となりました附帯決議

案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

○西川委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

五 連鎖販売取引の定義について、通達等によりわかりやすい解説をする等その明確化を図ることとともに、悪質な事業者の再犯の抑止ないし、取締りを強化すること。

なお、禁止行為の対象が下位加盟者に拡大することを踏まえ、今回の法改正の趣旨、内容の周知徹底を図ること。

六 商取引の国際化・高度化が進歩するなか、取引形態のさらなる多様化に対応し、政府及び関係機関における消費者教育の充実を図ることともに、経済フロンティアの拡大に資する健全な新規ビジネスの可能性を不适当に阻害することがないように留意すること。

以上であります。

○甘利委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○甘利委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時十八分散会

〔報告書は附録に掲載〕

いたいと存じますが、御異議ありませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あります。

○甘利委員長 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決しました。

○甘利委員長 お諮りいたします。

〔報告書は附録に掲載〕

○甘利委員長 お諮りいたします。

平成八年四月三十日印刷

平成八年五月一日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C